

議員提出議案第27号

米軍横田基地からのPFOS等流出の可能性の通報を受け横田基地への立入調査を国に求める意見書提出について

上記の議案を提出する。

令和6年12月12日

提出者	調布市議会議員	田	村	ゆう子
賛成者	調布市議会議員	岸	本	直子
	同	木	下	安子
	同	鈴	木	ほの香
	同	磯	邊	隆

米軍横田基地からのP F O S等流出の可能性の通報を受け横田基地への立入調査を国に求める意見書

10月3日、北関東防衛局から東京都及び横田基地周辺自治体への情報提供で、8月30日の豪雨により、横田基地の消火訓練エリアから、P F O S等を含む泡消火剤の残留物を含む約4万8千リットルの水がアスファルト上にあふれ出し、雨水排水溝に流入、横田基地の施設外に出た蓋然性が高いとの通報が米軍からあったことが発覚した。米軍が横田基地の施設外にP F A Sが流出した可能性を認め、通報したのは初めてのことである。

日米地位協定の環境補足協定は第4条で「環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）が現に発生した場合」に、「施設及び区域への適切な立入りを行うことができるよう合同委員会が手続を定め、及び維持することに合意する」としており、その手続を定めた日米合同委員会の合意では「環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）についての通報が行われたとき」、「日本国政府、都道府県又は市町村の関係当局は～現地視察を行うことを認めるよう申請することができる」「サンプルを採取することを申請することもできる」と定めている。

調布市をはじめ、多摩地域で深刻になっているP F A Sによる地下水汚染については米軍横田基地との関係も指摘されてきたが、これまで米軍は認めてこなかった。今回、米軍が初めて横田基地施設外へのP F A S流出の可能性を認めた機会を捉えて、国は直ちに横田基地への立入調査を行い、土壌をはじめサンプルの採取、及び流出源となったP F O S等を含む水の管理など再発防止のための点検を行うべきである。

よって、下記事項について国の責任において実施するよう強く要望する。

記

- 1 米軍に対し、今回のP F O S等流出について横田基地への立入調査とサンプル採取を申請し、実施すること。

2 米軍横田基地内における P F A S を含む水の管理と流出防止策について
調査し把握すること。

以上，地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 1 2 月 日

調布市議会議長 井 上 耕 志

提出先

内閣総理大臣 防衛大臣 衆議院議長 参議院議長